(t) 郵送先名簿の編集及び郵便物の発送のサービス（八七九〇六）（注）	(t) 貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス（八七九〇九）（注）	(t) 専門デザイン・サービス（八七九〇七）	2 通信サービス	C 電気通信サービス
注　中央生産物分類第一・一版においては、八五九五〇が該当する。	注　中央生産物分類第一・一版においては、八五九七〇が該当する。		A／B 郵便又はクーリエ・サービス（注）	基本電気通信サービス
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	注　郵便又はクーリエ・サービスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録なしに従わなければならない。信書（印刷物、小包、物品その他の品目を含む。）の送達以外の郵便又はクーリエ・サービスは、分野において日本国の約束は、運送サービス「（参照）」の分野に記載する。	(a) 音声電話サービス（七五二一）
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(b) パケット交換データ伝送サービス（七五二三＊＊）
				(c) 回線交換データ伝送サービス（七五二三＊＊）
				(d) テレックス・サービス（七五二三＊＊）
				(f) ファクシミリ・サービス（七五二一＊＊、七五二九＊＊）
				(g) 専用回線サービス（七五二二＊＊、七五二三＊＊）
				(o) その他

				D 音響・映像サービス
(h) 付加価値サービス	(i) 電子メール・サービス（七五二三＊＊）	(j) ボイスメール・サービス（七五二三＊＊）	(k) 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス（七五二三＊＊）	(l) 電子データ交換（EDI）サービス（七五二三＊＊）
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。
注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。	注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。			
(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。

(m) コード及びプロトコルの変換サービス（七五二三＊＊）	(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス（取引の処理を含む）（八四三＊＊）	(o) その他	D 音響・映像サービス	(a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一一）
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。
(3) 制限しない。	(3) 制限しない。		(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
(4) 制限しない。	(4) 制限しない。		(4) 制限しない。	(4) 制限しない。

(b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物	(c) その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物	特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次の九十九号のいずれかの信書便に係る信書の送達のサービスを提供する事業をいう。	(a) その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物	
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				